



大村市病院事業の設置等に関する 条例の一部を改正する条例

3月議会の経過

市立病院は、累積不良債務が年々増加するなど経営が悪化し、公設公営で維持することが困難となりました。そのため、先の3月議会で経営を民営化する議案が提案されましたが、議会だより3月定例会号でもお知らせしておりますように、記名投票の結果、賛成11、反対16で原案否決となりました。

6月議会で再提案

6月議会に改めて、市立病院に指定管理者制度を導入し、平成20年度から、市が管理する施設を無償で貸与し、経営を民間が行う議案が提案されました。この議案は、①市民の平等な利用を確保すること。②県央地域の中核的医療機関としての機能を発揮すること。③24時間365日の救急医療、循環器病に対する先進的医療などの政策的医療機能を発揮すること。④市立病院の職員の再雇用において、優先的に採用すること。

と。などの要件に該当するもののうちから指定管理者の候補を選定するよう定めています。なお、指定管理者の募集は、要項に基づき平成19年6月26日から7月25日までおこなわれました。

この議案は、賛成多数で原案のとおり可決されました。

委員会審査報告 質疑応答

◎議員 経費節減になりますか？

◇厚生委員長 公設民営化により補助額を政策医療分だけの金額にとどめ、赤字が出ても補てんしません。

◎議員 設備投資はどうなりますか？

◇厚生委員長 公設であるので、設備投資は市でおこないますが、指定管理者が決まらないと具体的に明らかにできません。現在明らかになつていないところを含めて、厚生委員会で閉会中も引き続きチェックします。

◎議員 市民への周知方法は？

◇厚生委員長 地区別ミーティング等でしっかりと報告するように厚生委員会で要望しています。

平成20年4月から市立病院公設民営化 賛成多数で原案のとおり可決!!

大村市立病

討論（条例案に賛成）

市が考えている総合病院の形態が保てるのか、医師の確保ができるのか、市民にとって本当に満足できるのか、初期投資の額など、不明な点もある。

公務員の身分を失う職員の処遇、退職金の問題も依然として、不明な点もあるが、結論を先送りにしても赤字は確実に発生し増大していく。課題山積の不透明な状態で決断を下すのは苦汁の選択となるが、このままでは、市の財政状態が深刻な事態となる。また、3月議会ではなかった資料も出され、より踏み込んだ審議が委員会でもなされたこと、指定管理者に移るまで、厚生委員会の所管事務調査で今後も継続して調査が行われることで、不明な点も幾らか明らかになる。病院の職員との話し合いが不十分ではないかということも、その後協議を進められ話し合いが持たれてきたことなどを考え、原案に賛成する。

討論（条例案に反対）

市立病院の経営状況を見れば、公設民営ということも選択肢の一つとして理解できているが、それに移行するための検討・論議を

もつと慎重にやるべきである。

募集期間の問題で来年4月導入であれば、9月議会の議決が最低限のスケジュールの期限という考えは理解するが、市立病院の10年、20年先の経営方針を決める大事な時期でもある。もつと時間をかけて論議しても時間のかけ過ぎにはならない。

一日百万円の赤字が出るというが、その責任は誰の責任か、その論議がなされていない。また、年間数十億円の経営規模である市立病院の経営再建策を短い募集期間で構築できるのか不安である。よりよい内容で指定管理者に移行するためには、もう少し時間的な余裕が必要である。現時点での導入には反対である。

その他の議案

☆一般職の職員の給与の特例に関する条例

3年間にわたり部長・課長級 5%、係長級 4%、若年層 3%を給料月額から減額します。(委員会審査レポート5頁 参照)
全会一致で原案可決しました。

☆大村市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

大村市独自の単独補助分を見直す条例改正については、引き続き継続審査としました。